

串間市学校跡地

利用者募集要項

貸付対象施設	申込締切日（17時15分必着）
1 本城中学校跡地	審査のため利用者募集を停止中
2 市木中学校跡地	（募集中）令和元年 月 日まで
3 都井中学校跡地	審査のため利用者募集を停止中
4 大納小学校跡地	（募集中）令和元年 月 日まで

(注意) 先着順になることを避けるため、募集参加申請の期限を定めておりません。
各学校ごとに募集参加申請書（様式1）が提出された時点から30日経過後
に募集を締め切ることとします。申込締切日は、その都度、募集要項のこの
ページに表示いたします。

令和元年7月2日

串間市教育委員会 学校政策課

串間市学校跡地利用者募集要項

1 目的

串間市（以下「本市」とする。）では、平成29年4月に廃校となった中学校跡地をはじめとする学校跡地の校舎及びグラウンド等（以下「学校跡地」とする。）を有効に活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集します。

学校跡地の活用を希望する事業者等から、事業内容を提案していただき、学校跡地利用者（以下「利用者」とする。）を決定しようとするものです。

2 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

応募者の資格は、次の全ての要件を満たすものとします。（法人、任意団体、個人を問いません。）

- ① 会社更生法及び民事再生法による更正及び再生手続中でないこと。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。
 - ③ 国税及び地方税等、串間市の公共料金等について滞納がないこと。（法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員）
 - ④ 串間市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ※ なお、応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

(2) 共同企業体による応募

複数の事業者が共同で応募する場合は、次の全ての要件を満たさなければならないものとします。

- ① 共同企業体の名称、代表者が定められ、資格認定申請書及び各団体の責任等が明確に記載された共同企業体協定書（写）の提出があること。
- ② 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。
- ③ 同一の募集対象地に対する募集において、単独で応募した事業者等が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと及び共同企業体応募の構成員が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと。
- ④ 共同企業体の全ての構成員が、（1）に掲げる応募資格を満たしていること。

(3) 貸付対象施設

次に掲げる貸付対象施設において、事業を運営する者を募集し、貸付を行います。

- ① 本城中学校跡地（校舎及びグラウンド等） 締切は、令和元年 8月13日まで
・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添①）

② 市木中学校跡地（校舎及びグラウンド等）

・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添②）

③ 都井中学校跡地（校舎、屋内運動場及びグラウンド等）締切は、令和元年10月11日まで

・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添③）

④ 大納小学校跡地（校舎等）

・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添④）

●募集の締め切りについて

先着順になることを避けるため、募集参加申請の期限を定めておりません。

各学校ごとに募集参加申請書（様式1）が提出された時点から30日経過後に募集を締め切ることとします。

（4）提案内容

学校跡地は、地域における教育文化の中心としての役割を担ってきた施設であることから、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であること。

（5）事業期間

提案事業は、5年以上実施することを原則とし、これに反した場合には、契約を解除し、原状回復をしていただく場合があります。

（6）適正な管理

利用者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

（7）法令等の遵守

計画された事業の遂行及び施設の改修については、該当する関係法令（建築基準法、消防法等）や条例、本市の指導を遵守してください。なお、法的手続きを要する費用は利用者負担となります。

（8）地域への配慮

施設整備、事業運営等にあたっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響、自治会活動に配慮してください。

（9）災害時等への協力

災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。

(10) 制限する事業

次のいずれかに該当する事業については、提案を行うことができません。

- ① 特定の政治活動又は宗教活動に供する事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 学校跡地の周辺住民にかかる公共の福祉を著しく害すると認められる事業
- ④ その他、市長が制限することが必要であると認める事業

(11) 実地調査

貸付期間中は、利用者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の調査や事業報告を求めることがあります。

3 貸付に関する事項

(1) 貸付方法

建物は無償貸付、土地（グラウンド及び建物に係る土地）は有償貸付を原則とします。

なお、土地の価格については、各学校跡地の概要、特記事項等に記載しております。

※ 学校跡地毎の貸付対象施設については、一括貸付を原則としますが、提案内容によっては、一部貸付を認めます。なお、一部貸付の場合は、全施設の維持管理をお願いする場合があります。

(2) 貸付に関する提案内容

地域活性化に資するものと認められる事業であること。（次のいずれかに該当すれば可。）

- ① 学校跡地周辺地域又は本市の産業振興に資する事業
- ② 学校跡地周辺地域又は本市の雇用促進に資する事業
- ③ 学校跡地周辺地域又は本市の福祉の向上に資する事業
- ④ その他住民サービスの向上に資する事業

(3) 貸付期間

貸付期間は、契約日より5年以上とし、期間終了後には更新できるものとします。

※ただし、貸付期間には、施設整備、所要の改修期間等を含むものとします。

(4) 事業者の費用負担

- ① 契約に要する費用は、利用者の負担となります。
- ② 募集対象地の維持管理に要する費用は、利用者の負担となります。
- ③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修に係る費用は、全て利用者の負担となります。
なお、施設改修については、事前に市長が認めなければなりません。
- ④ 利用期間中における破損等（天災によるものを含む。）に係る修繕費用は、利用者の負担となります。
- ⑤ 貸付期間を満了したとき及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに現状に回復して

返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。

- ⑥ 利用者は事業実施にあたり、その責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければなりません。
- ⑦ 電気・ガス・水道等の供給開始に伴う契約等、諸手続きについては利用者で行ってください。また、その費用は利用者負担となります。

(5) 使用権利移転等の禁止

学校跡地利用の権利を第三者へ譲渡又は貸し出すことはできません。ただし、やむを得ない事由が発生し、事前に市長が認めた場合は、その限りではありません。

4 応募について

(1) 募集要項の公表

① 公表場所

- ・串間市教育委員会学校政策課
- ・串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

※募集要項等の配布場所については、串間市教育委員会学校政策課とし、串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>) からもダウンロード可能です。

(2) 募集参加申請

募集に参加する方は、次のとおり、書類を提出してください。

(パンフレット類を除き、A4版で統一してください。以下、同じ。)

提出書類

- ・募集参加申請書（様式1）
- ・申請者の概要書（様式2）
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式3）
- ・誓約書（様式4）

【添付書類】

- ・定款、寄付行為、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
- ・国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村税全ての完納証明書（滞納がないことを証する書類で法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員）
- ・法人または個人によって、それぞれ下記の添付書類が必要となります。

[法人] 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書を含む。）

[個人] 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）、商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書、前年分の確定申告書（付属明細書を含む。）の写し

※ 任意団体は、法人の添付書類に準じてください。その他、資格認定申請書、業態カード、共同企業体協定書の写し等の書類を提出していただくことがあります。新規に

法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、当該書類を省略することとします。

- ・団体紹介パンフレット等

① 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。
(FAX及び電子メール不可)

② 提出先 串間市教育委員会 学校政策課
〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

③ 参加資格審査結果通知 募集参加申請受付後に資格審査を行い、終了後通知します。

(3) 現地説明会

現地説明会を随時開催します。参加希望者の方は、②の参加受付を行ってください。

① 日時及び場所

募集する各学校跡地で、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分の間で1時間程度を予定しています。

具体的な日時につきましては、説明会申込み後に決定します。

② 参加受付方法

参加希望者は、別紙「現地説明会参加申込書」を串間市教育委員会学校政策課へ持参又は郵送で提出してください。随時、受付を行います。

(FAX可。電子メール不可。)

(4) 質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問事項につきましては、別紙「質問書」により、持参又は郵送で担当課まで提出してください。(FAX可。電子メール不可。)

募集参加申請の募集締め切り後、7日以内に提出してください。

なお、問い合わせのあった質問と回答は市公式サイトで公表します。

(5) 応募書類

募集参加を申請された方は、次のとおり、書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 串間市学校跡地利用応募申請書（様式5）
- ② 事業提案書（様式6）
- ③ その他、審査項目について説明できる資料

(6) 申請受付等

- ① 提出場所 串間市教育委員会 学校政策課
〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地
- ② 提出部数 2部（うち1部はコピーで結構です。）
なお、プレゼンテーション時には別途、説明用資料として、10部をご準備下さい。
- ③ 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とし
てください。（FAX及び電子メール不可）
受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 応募に関する留意事項

- ① 申請書類について、提出後の内容変更、修正は行うことができません。
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は失格とします。
- ③ 提出された書類は返却いたしません。また、提出書類は公開する場合があります。
- ④ 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑦ プrezentationの開始時刻までに出席しない場合は失格とします。
- ⑧ 申請書類に使用する言語及び通貨、単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

5 跡地利用候補者の審査・選定等

(1)「学校跡地利用者選定委員会」の設置

跡地利用候補者（以下、「候補者」とする。）を選定するため、副市長、関係課長、民間有識者及び地域代表からなる学校跡地利用者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置します。

(2) 審査方法

① 書類審査

選定委員会において、提出された書類の審査を行います。

② プrezentation及びヒアリングの日時

選定委員会において、応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、応募書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査を行い、候補者を選定します。なお、審査の結果、候補者の選定に至らない場合があります。

・開催予定日及び場所

会場：市役所3階大会議室

開催日時等、詳細については、参加資格審査結果通知により各応募者にお知らせします。

(3) 審査項目

審査項目	審査内容
地域性	<input type="checkbox"/> 地域の活性化に資する内容か <input type="checkbox"/> 地域の産業振興に資する内容か <input type="checkbox"/> 地域の福祉の向上に資する内容か <input type="checkbox"/> 地域住民の理解が得られる内容か
地元雇用	<input type="checkbox"/> 地元からの雇用予定があるか <input type="checkbox"/> 雇用形態はどうか
能力性	<input type="checkbox"/> 利活用を実施する運営主体として事業実績は十分か <input type="checkbox"/> 事業を実施する十分な資金・能力があるか <input type="checkbox"/> 利活用策の事業実施体制は整っているか
事業の安定性	<input type="checkbox"/> 事業内容の継続性、安定性が見込まれるか

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における選定結果に基づき、候補者（及び次点者）を決定します。なお、候補者（及び次点者）の選定結果は、選定後速やかに各応募者に書面で通知するとともに市公式サイトにおいて公表します。

6 契約

契約の締結

候補者の決定後、本市と候補者は速やかに必要な準備を行い、貸付契約を締結するものとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。また、国及び県への報告若しくは承認が必要な場合も先に仮契約を締結し、承認等を得たのち、本契約となる場合があります。

本市と候補者において、契約締結までの協議が整わないときは、候補者の決定を取り消す場合があります。

利用者としての決定を受けられること及び候補者の決定取り消しにおいて生じる一切の損害や賠償等について、本市は責任を負いません。

7 その他

本募集要項に定めのない事項については、本市と候補者で協議の上、契約書において定めるものとします。

8 全体スケジュール

本募集要項に基づく具体的な手続きは、概ね次のスケジュールにより進めることとします。

- 本募集要項の公表 令和元年7月から

- 現地説明会 隨時受付
- 募集参加申請書提出 申請書受付から 30 日後募集締め切り（学校別）
- 質問書受付 募集締め切り後、7 日以内に提出
- 質問書回答 質問書受付後、7 日以内に回答
- 応募申請書提出 質問回答後、3 週間以内に提出
- 学校跡地利活用検討委員会 学校跡地利用者選定委員会の委員を決定
- 第1回学校跡地利用者選定委員会 資格審査等
- 参加資格審査結果通知 プレゼンテーション及びヒアリングの時間等、詳細についてお知らせします。
- 第2回学校跡地利用者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング、利用候補者及び次点者決定
- 決定者の通知及び公表 候補者決定後
- 協議等、（仮契約） 協議等終了後（市議会の議決等必要な場合はその後）
- 本契約の締結 市議会の議決、国及び県への報告・承認等を要す場合については本契約まで2～6か月程度かかることがあります。国及び県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

串間市企業立地促進条例等による支援措置があります。
条件や詳細な内容、申請手続き等につきましてはお問い合わせ下さい。

【お問合せ】

串間市教育委員会 学校政策課施設係
 〒888-8555
 宮崎県串間市大字西方5550番地
 TEL 0987-72-1111 (内線374)
 FAX 0987-71-1015
 E-mail gako@city.kushima.lg.jp
 ホームページ (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

(別添①)

本城中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 本城中学校 廃校年月 平成29年4月

1 本城中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字本城5951の2番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
6	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S37	1	197	—
10	書庫	鉄骨造	S44	1	5	—
12	倉庫	木造	S43	1	20	—
13	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S53	2	1574	1.34
14	便所	鉄筋コンクリート造	S53	1	42	—
17	教材室	木造	S57	1	50	(新基準)
18	倉庫	木造	S59	1	61	(新基準)
19	放送室	木造	S61	1	6	(新基準)
20	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H4	1	195	(新基準)
21	倉庫	鉄骨造	H6	1	13	(新基準)
22	給食コンテナ室	木造	H6	1	25	(新基準)

参考：建物敷地面積8389m²、グラウンド敷地16583m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

- ※ 一括貸付を原則とします。
- ※ 屋内運動場及び屋内運動場駐車場は串間市地区体育館として利用していますので貸付対象に含みません。
- ※ テニスコートについて、貸付対象に含みません。
- ※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。
- ※ 敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占用できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約15分

(4) 地域の環境など

港、河川、本城干潟が近くにあり、田園が広がり、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/m²）×貸付面積（m²）×0.04
参考：平成29年固定資産評価額 3,570円／m²

3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。

配置図及び平面図

卷之四

本城中字本城中字

山林

フェンス

特別教室棟

特別教室棟 R 1-195

6 R 1-197

17 W 1-50

岩石園

20 R 1-195

21

22 W 1-25

23 R 2-1,574

24 R 1-47

25 R 1-49

食堂 8 W 1-61

更所 14

コジチナ室

教林室

12 W 1-20

窓面 B 1-5

19 W 1-16

放送室

10

建物用地 保有 8,389m²

室内運動場

15 バスケット施設 B 1-47

16 プール

17 貸付対象外

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

1001

1002

1003

1004

1005

1006

1007

1008

1009

10010

10011

10012

10013

10014

10015

10016

10017

10018

10019

10020

10021

10022

10023

10024

10025

10026

10027

10028

10029

10030

10031

10032

10033

10034

10035

10036

10037

10038

10039

10040

10041

10042

10043

10044

10045

10046

10047

10048

10049

10050

10051

10052

10053

10054

10055

10056

10057

10058

10059

10060

10061

10062

10063

10064

10065

10066

10067

10068

10069

10070

10071

10072

10073

10074

10075

10076

10077

10078

10079

10080

10081

10082

10083

10084

10085

10086

10087

10088

10089

10090

10091

10092

10093

10094

10095

10096

10097

10098

10099

100100

100101

100102

100103

100104

100105

100106

100107

100108

100109

100110

100111

100112

100113

100114

100115

100116

100117

100118

100119

100120

100121

100122

100123

100124

100125

100126

100127

100128

100129

100130

100131

100132

100133

100134

100135

100136

100137

100138

100139

100140

100141

100142

100143

100144

100145

100146

100147

100148

100149

100150

100151

100152

100153

100154

100155

100156

100157

100158

100159

100160

100161

100162

100163

100164

100165

100166

100167

100168

100169

100170

100171

100172

100173

100174

100175

100176

100177

100178

100179

100180

100181

100182

100183

100184

100185

100186

100187

100188

100189

100190

100191

100192

100193

100194

100195

100196

100197

100198

100199

100200

100201

100202

100203

100204

100205

100206

100207

100208

100209

100210

100211

100212

100213

100214

100215

100216

100217

100218

100219

100220

100221

100222

100223

100224

100225

100226

100227

100228

100229

100230

100231

100232

100233

100234

100235

100236

100237

100238

100239

100240

100241

100242

100243

100244

100245

100246

100247

100248

100249

100250

100251

100252

100253

100254

100255

100256

100257

100258

100259

100260

100261

100262

100263

100264

100265

100266

100267

100268

100269

100270

100271

100272

100273

100274

100275

100276

100277

100278

100279

100280

100281

100282

100283

100284

100285

100286

100287

100288

100289

100290

100291

100292

100293

100294

100295

100296

100297

100298

100299

100300

100301

100302

100303

100304

100305

100306

100307

100308

100309

100310

100311

100312

100313

100314

100315

100316

100317

100318

100319

100320

100321

100322

100323

100324

100325

100326

100327

100328

100329

100330

100331

100332

100333

100334

100335

100336

100337

100338

100339

100340

100341

100342

100343

100344

100345

100346

100347

100348

100349

100350

100351

100352

100353

100354

100355

100356

100357

100358

100359

100360

100361

100362

100363

100364

100365

100366

100367

100368

100369

100370

100371

100372

100373

100374

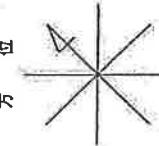
100375

100376

100377

100378

1

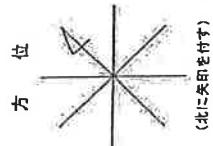
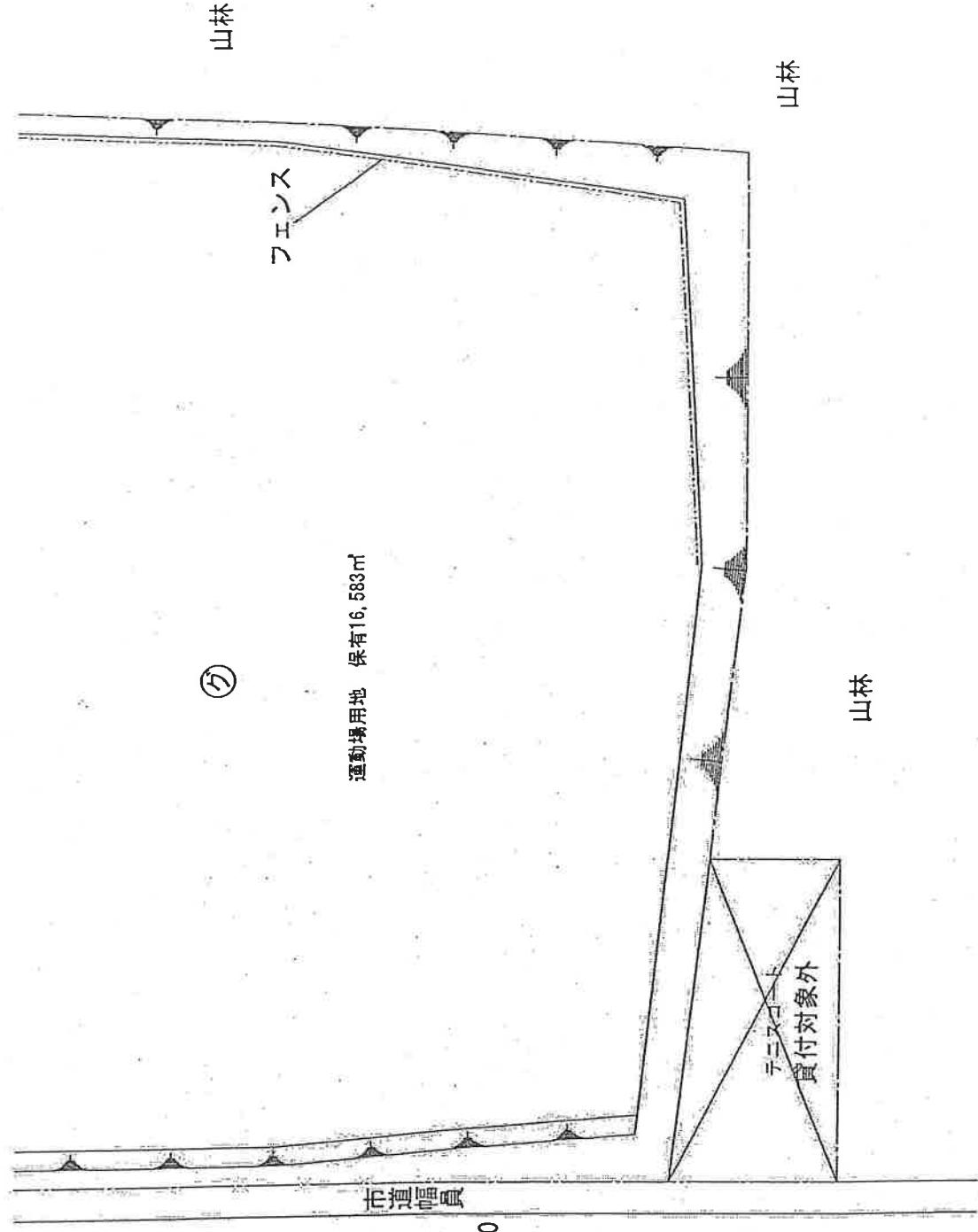


(北に矢印を付す)

配置図及び平面図

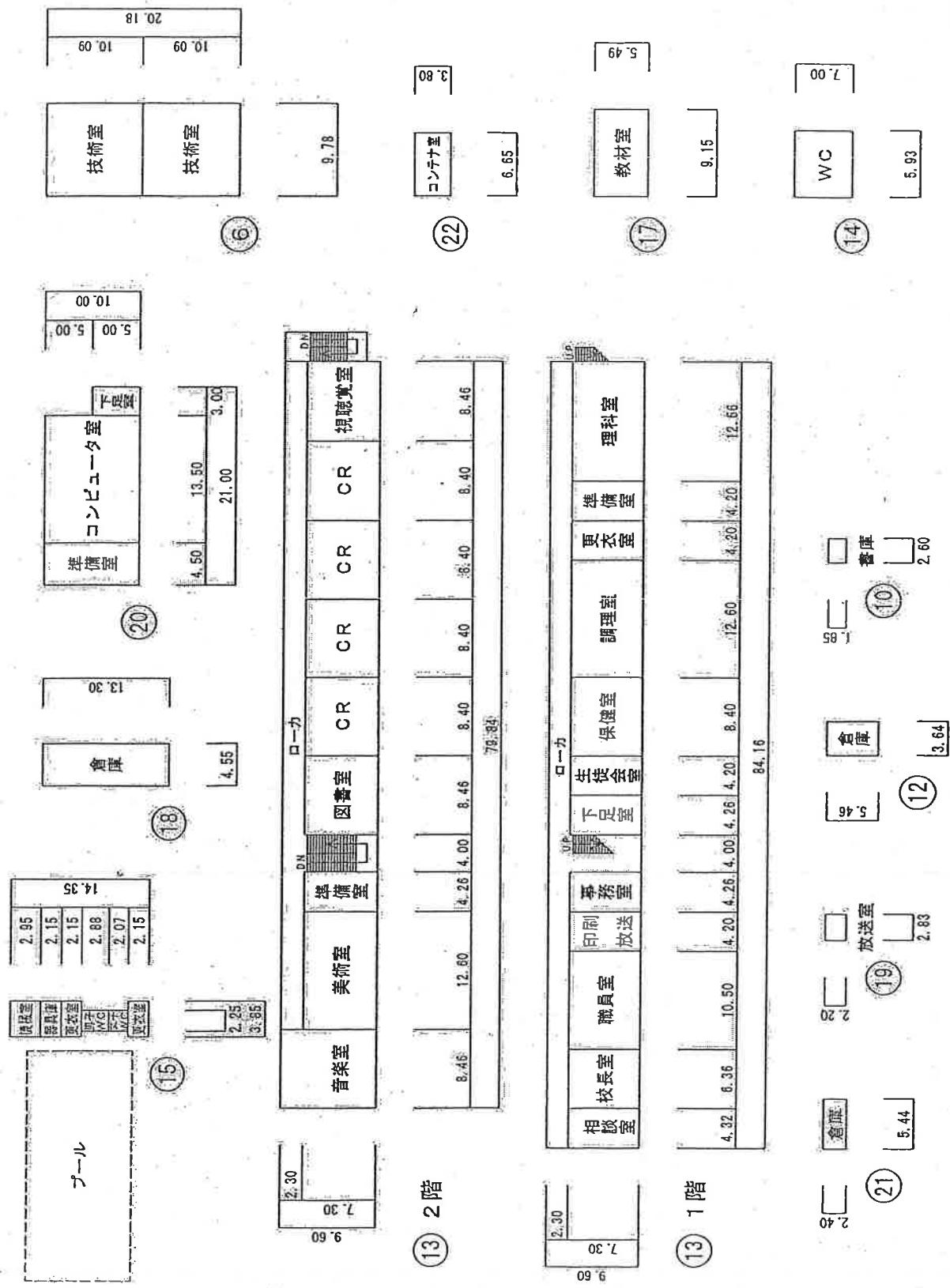
本城中学跡地

学校名



配置図及び平面図

本城中学校舎地図



(別添②)

市木中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 市木中学校 廃校年月 平成29年4月

1 市木中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字市木1835番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(1s値)
1.2	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S52	2	514	1.33

参考：建物敷地面積2925m²、グラウンド敷地4766m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

- ※ 建物及びグラウンド敷地について一括貸付を原則とします。
- ※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。
- ※ 屋外トイレ、敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占用できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。
- ※ 屋内運動場については串間市地区体育館として利用しています。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約30分

(4) 地域の環境など

石波海岸、幸島があり、海岸近くの自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/m²）×貸付面積（m²）×0.04

参考：平成29年固定資産評価額 2,310円／m²

3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかりま

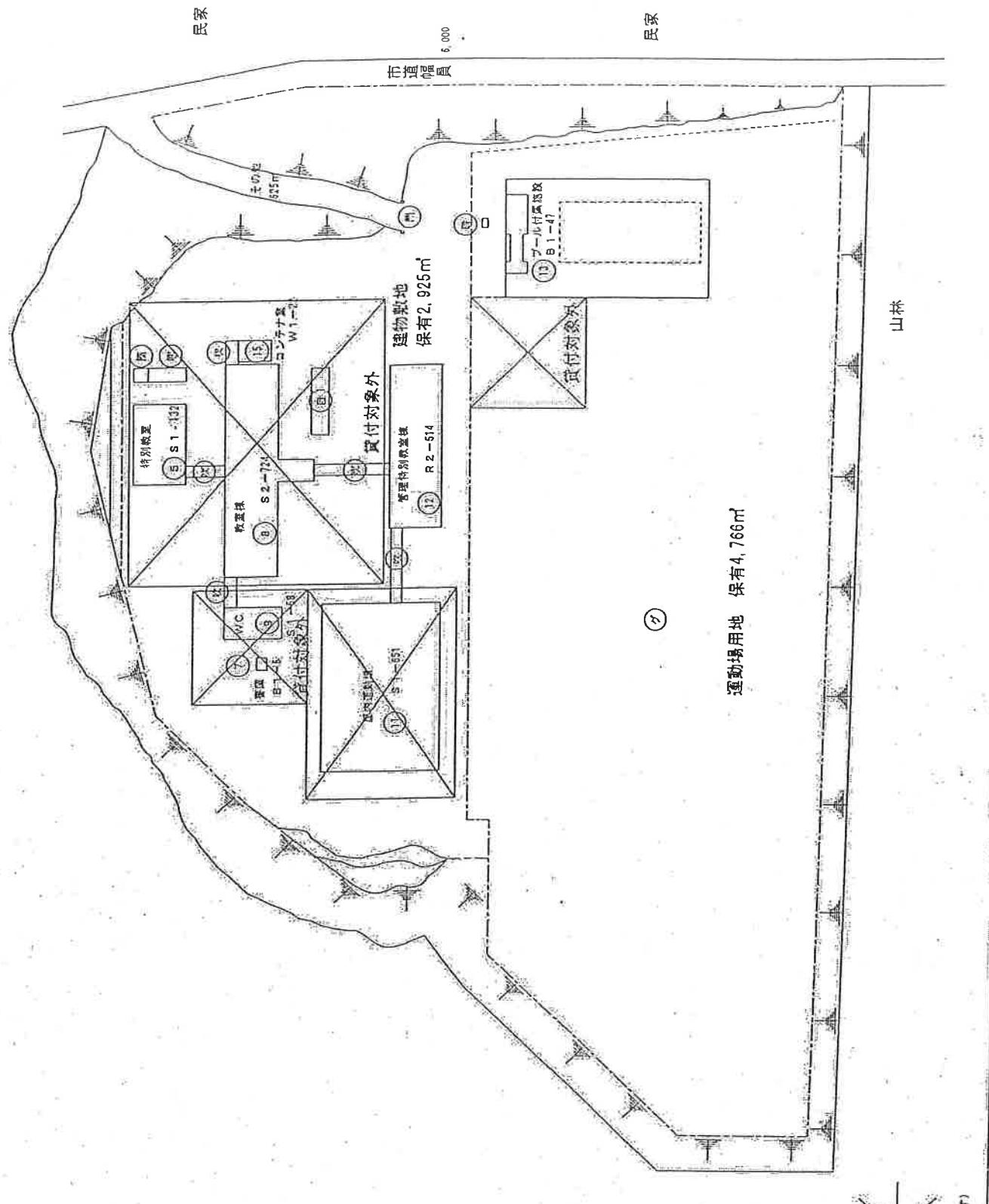
す。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。

配置図及び平面図

解放軍

市木中学校跡地

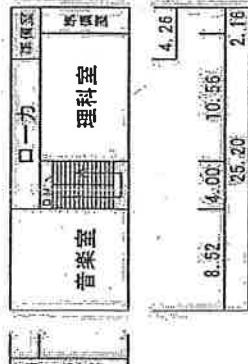
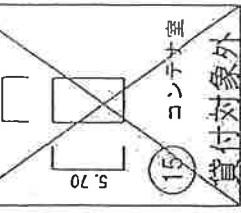
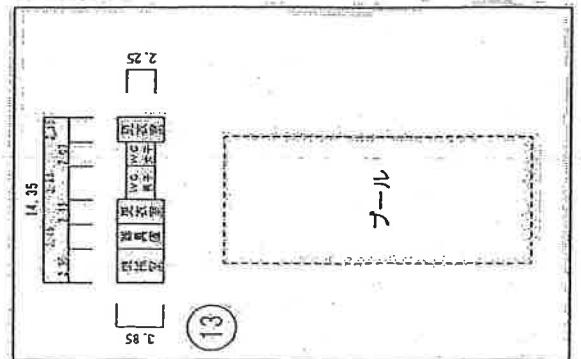
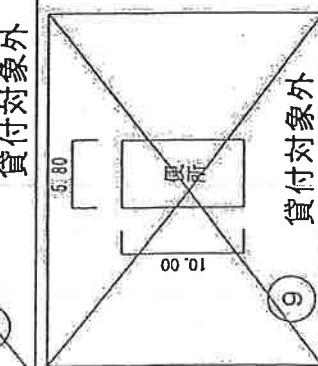
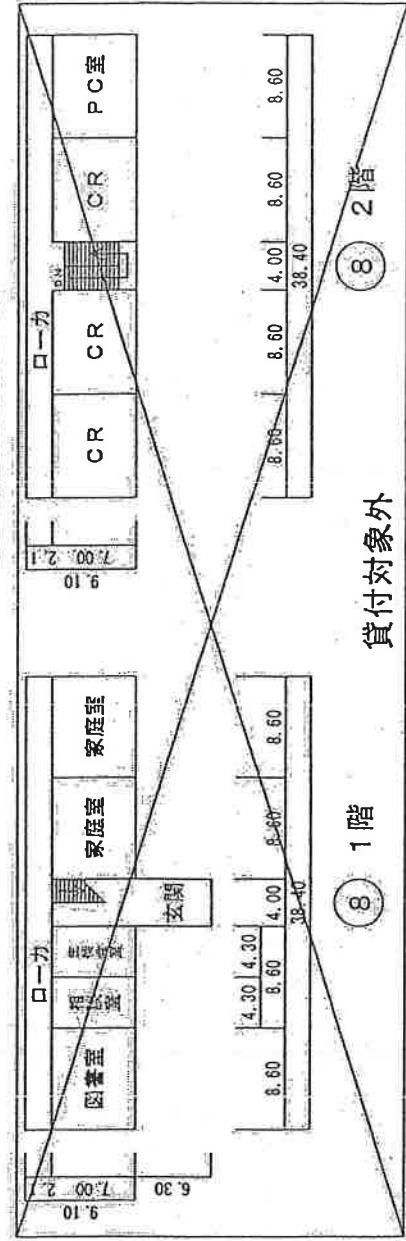
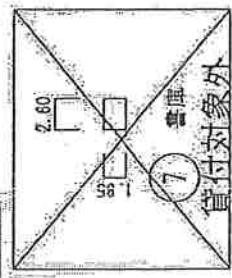
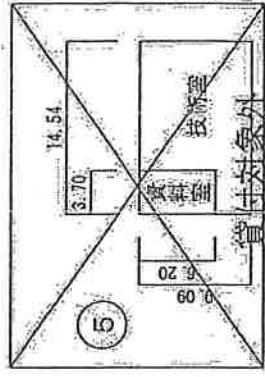
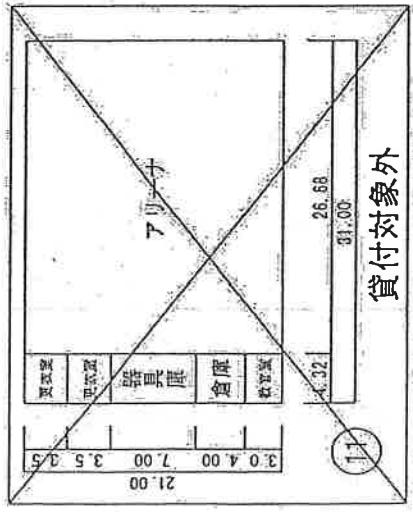


北洋政府

配置図及び平面図

地跡校學中學木市

学校名



2 階

(別添③)

都井中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 都井中学校 廃校年月 平成29年4月

1 都井中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字都井4756番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
6	屋内運動場	鉄骨造	S46	1	610	0.79
8	屋内運動場倉庫	木造	S49	1	18	—
11	部室	木造	H1	1	58	—
13	管理棟	鉄筋コンクリート造	H5	2	611	(新基準)
14	教室・特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H5	2	775	(新基準)
15	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H5	1	424	(新基準)
16	駐輪場	木造	H5	1	11	(新基準)
17	駐輪場	木造	H5	1	22	(新基準)
18	駐輪場	木造	H5	1	22	(新基準)
19	駐輪場	木造	H5	1	11	(新基準)
20	倉庫	木造	H5	1	19	(新基準)
21	倉庫	鉄骨造	H9	1	11	(新基準)

参考：建物敷地面積7748m²、グラウンド敷地7358m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

- ※ 学校敷地全体について、一括貸付を原則とします。
- ※ プール及びプール付属棟はプール利用としては貸付対象外。
- ※ 屋内運動場及び倉庫は老朽化のため、貸付対象外。利用者負担で改修等を行って使用したい場合はご相談ください。今後、解体検討中。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約30分

(4) 地域の環境など

都井岬の近くに位置し、海岸近くで自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/m²）×貸付面積（m²）×0.04
参考：平成29年固定資産評価額 2,310円／m²

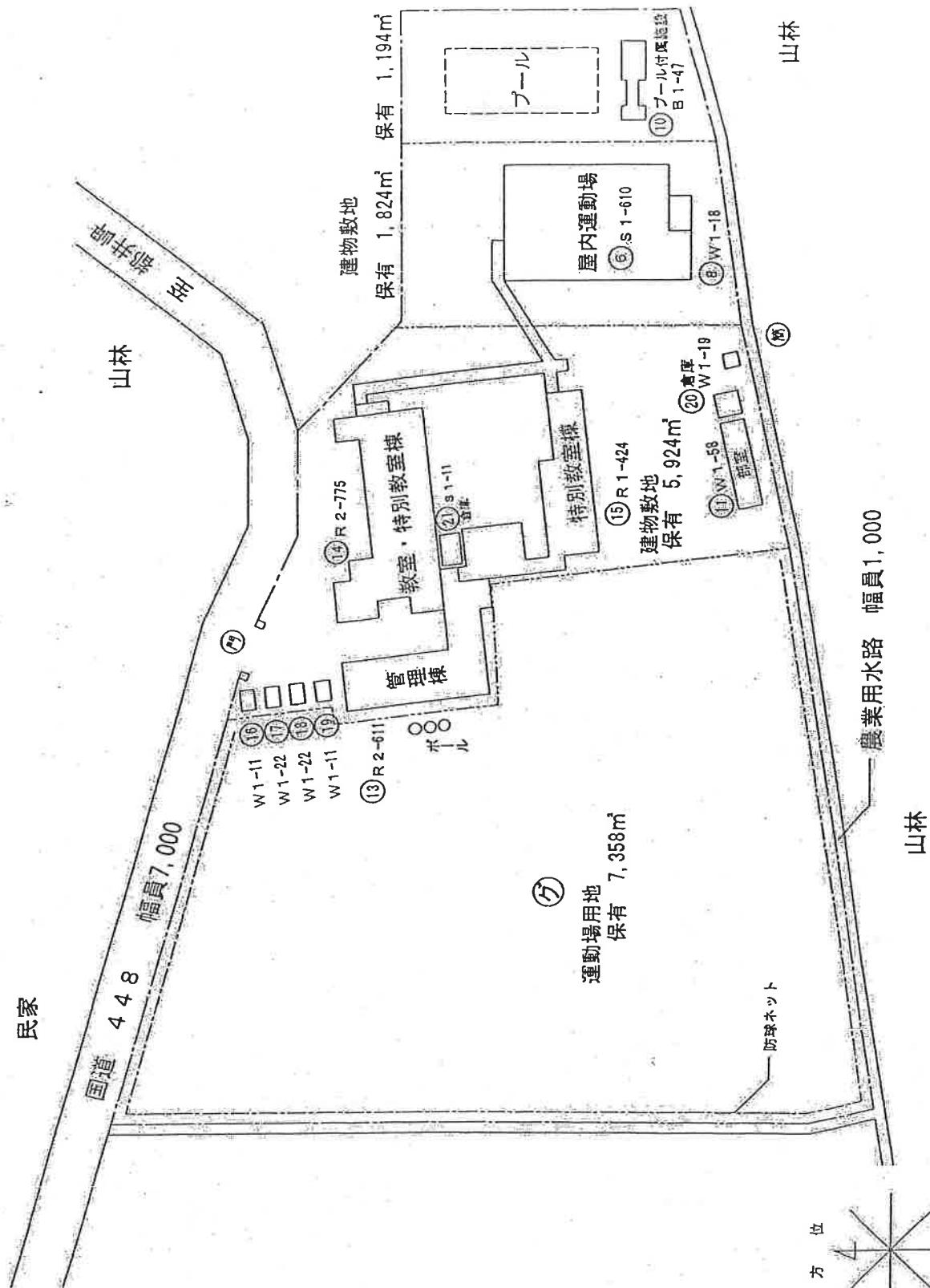
3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。

配置図及び平面図

都井
著

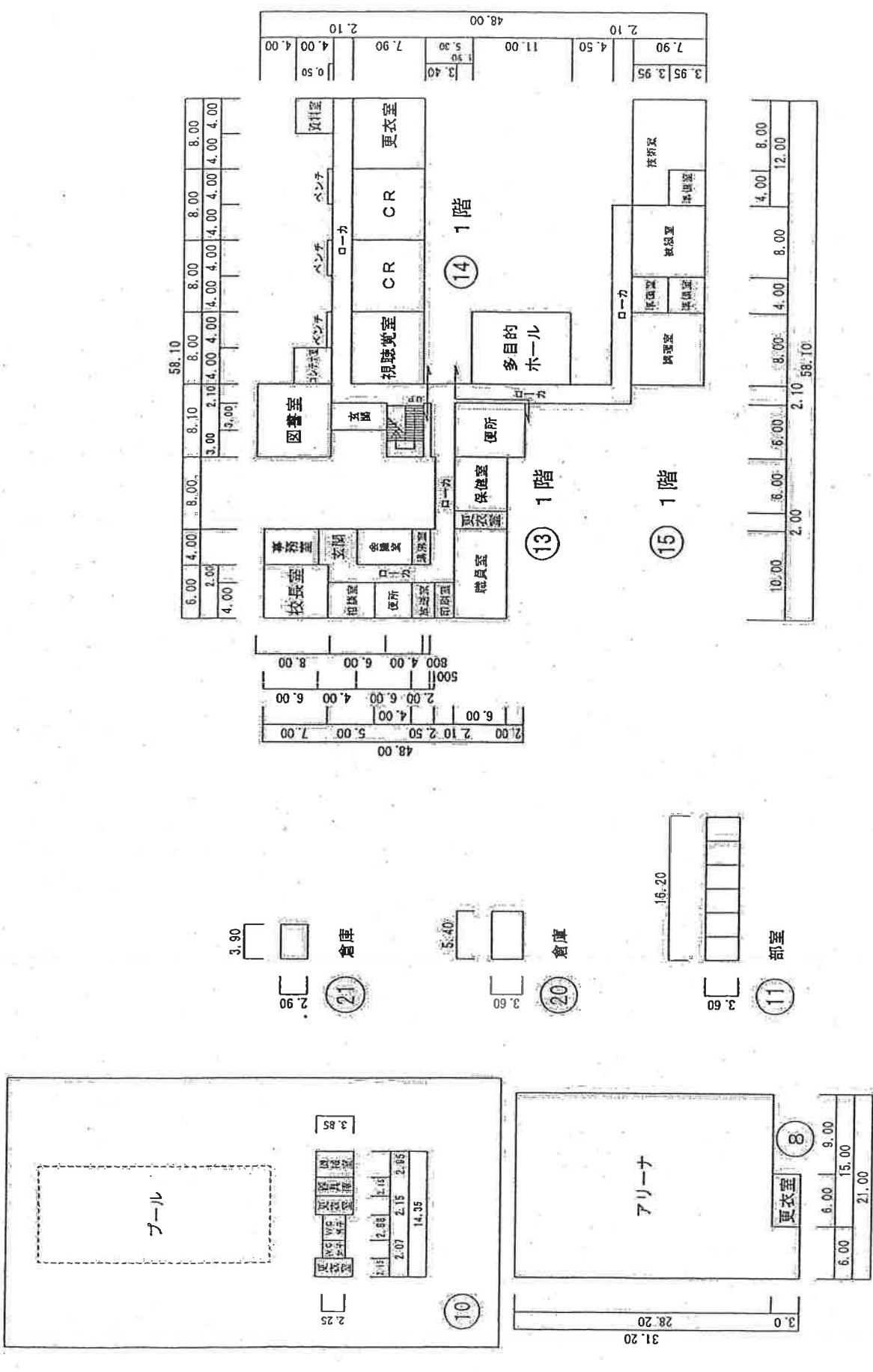
都井中学校跡地



配置図及び平面図

学校名

都井中学校跡地



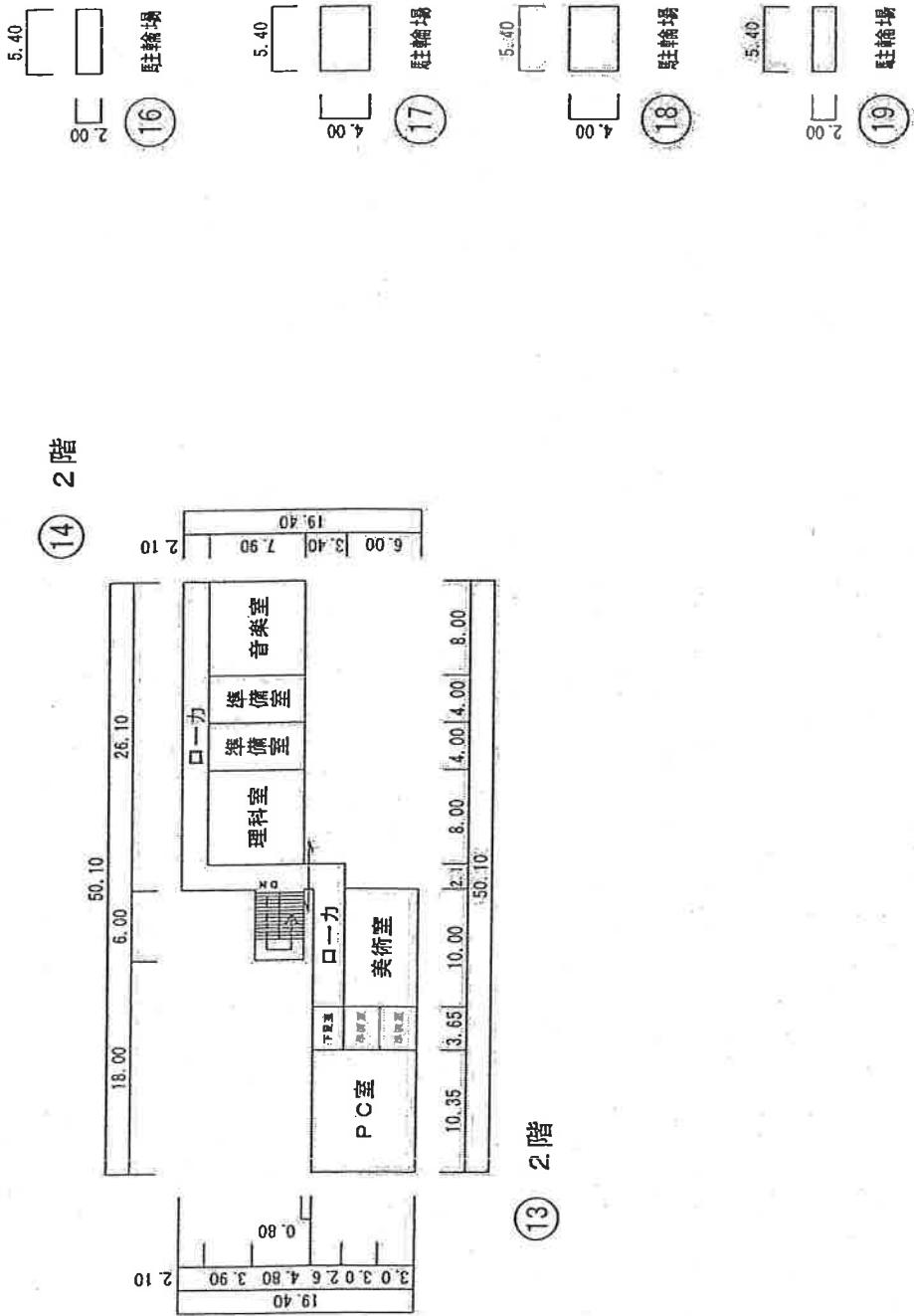
プール専用付属室 47m²

配置図及び平面図

卷之四

都井中学校跡地

卷之三



(別添④)

大納小学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 大納小学校 廃校年月 平成28年4月

1 大納小学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字大納2607番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
10	教室管理棟	鉄筋コンクリート造	S58	2	661	(新基準)

建物敷地面積947m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 校舎の一括貸付を原則とします。

※ グラウンド敷地は含まない。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約40分

(4) 地域の環境など

サーフィンが盛んな恋ヶ浦海岸の近くに位置し、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/m²）×貸付面積（m²）×0.04

参考：平成29年固定資産評価額 1,540円/m²

3 特記事項

(1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2~6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

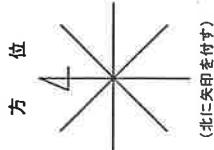
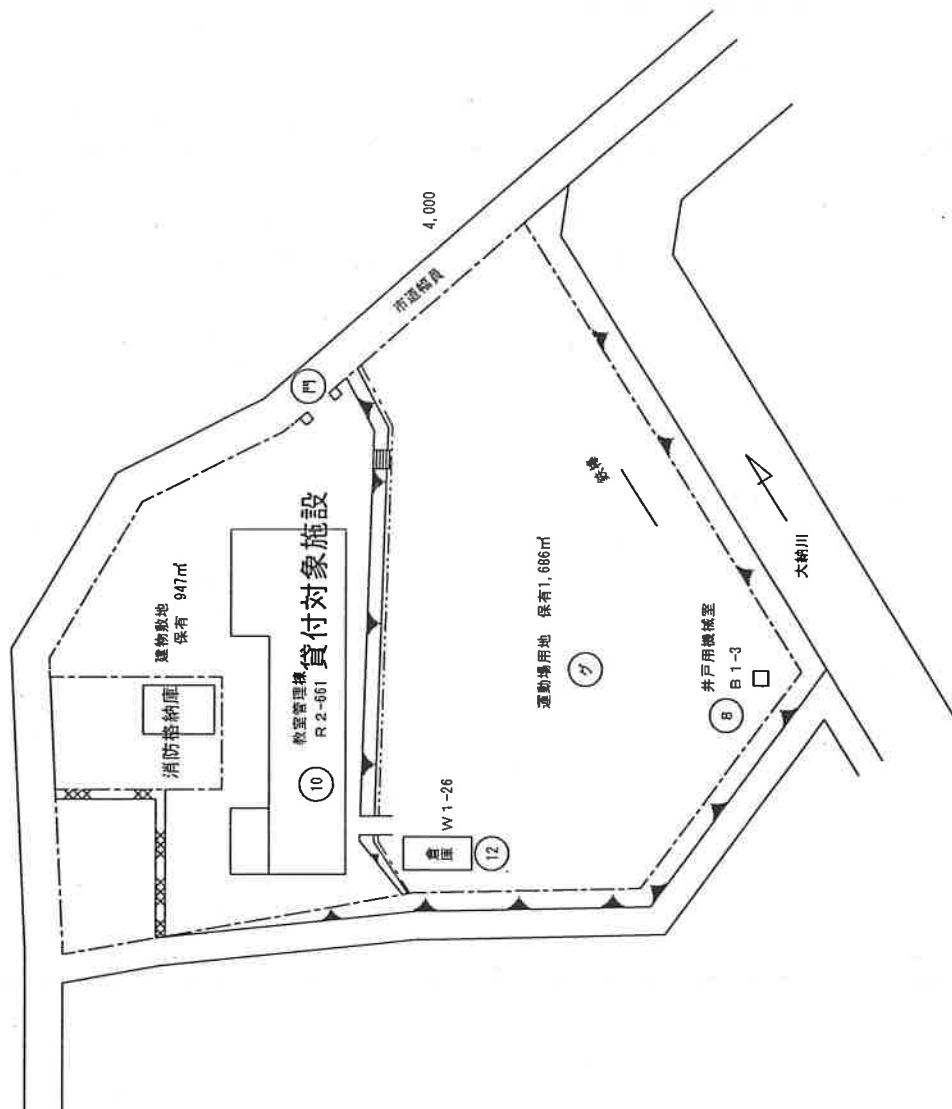
(2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。

- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、グラウンド等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 净化槽においては、利用する用途に応じて、净化槽の人槽を計算し、必要な净化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、井戸水利用となります。

学校名

配置図及び平面図

大納小学校跡地



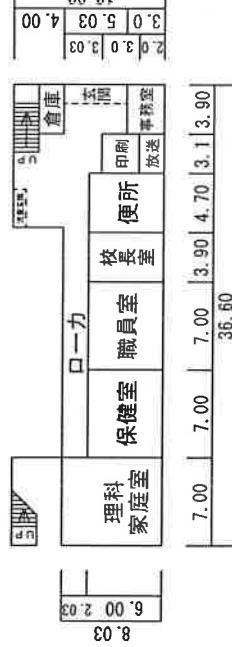
(北に矢印を付す)

配置図及び平面図

学校名 大納小学校跡地



(10) 2階



(10) 1階

令和 年 月 日

現地説明会参加申込書

串間市教育委員会学校政策課 宛て

FAX:0987-71-1015

Eメール:gako@city.kushima.lg.jp

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

串間市学校跡地利用者募集に伴う _____ 学校跡地の現地説明会の参加について次のとおり申し込みます。

申込担当者	所 属			氏名・役職	
	連絡先	電話			
		FAX			
		Eメールアドレス			
参 加 者	所 属			氏名・役職	
				氏名・役職	
				氏名・役職	

令和 年 月 日

質問書

串間市教育委員会学校政策課宛て

FAX:0987-71-1015

Eメール:gako@city.kushima.lg.jp

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

串間市学校跡地利用者募集要項等の内容について、次のとおり質問書を提出します。

質問者	所 属			氏名・役職	
	連絡先	電話			
		FAX			
		Eメールアドレス			
(質問内容)					

※注意:質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

【様式1】

募 集 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

串間市長 島田 俊光 様

(提出者)

住 所

事業者名

代表者

印

令和 年 月 日付で公募された串間市学校跡地利用者募集に参加しますので申請します。また、串間市において、応募資格の調査に伴い、各種照会されることに同意致します。

【連絡先】

担当者所属

担当者氏名

電 話 番 号

様式 2

申請者の概要書

氏名または名称（団体等）	
代表者名	
所在地	
担当者の連絡先	(担当者職氏名) (住所) (電話番号) (FAX) (E-mail)
設立年月日（団体等）	
申請者の営む主な事業	
申請者の構成	
特色・備考等	

(様式3)

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

串間市長 島田 俊光 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、自己又は自社の役員等が串間市暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者ではなく、将来においても暴力団関係者との下請契約を締結しないことを誓約します。

また、下記の役員等名簿に記載した者が暴力団関係者ではないことを、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

役員等名簿

No.	フリガナ	生年月日 (性別)	No.	フリガナ	生年月日 (性別)
	氏 名	職 名		氏 名	職 名
1		()	11		()
2		()	12		()
3		()	13		()
4		()	14		()
5		()	15		()
6		()	16		()
7		()	17		()
8		()	18		()
9		()	19		()
10		()	20		()

記載要領

- 本書類に記載された個人情報は、串間市暴力団排除条例第6条第1項第1号に規定する、市が実施する「串間市学校跡地利用者募集」の公募に暴力団関係者を参加させないための必要な措置以外の目的には使用しないものとします。
- 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上(代理人等含む。)の支配力を有する者をいい、その全てを記載してください。支店長等に委任をする場合は、支店長等についても記載してください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜別紙を追加し、別紙にも記名及び押印をしてください。

令和 年 月 日

誓 約 書

串間市長 島田 俊光 殿

所 在 地

法人等の名称
(代表事業者)

代表者職氏名

印

串間市学校跡地利用者募集を申請するにあたり、「串間市学校跡地利用者募集要項」に定める応募資格を全て満たしており、応募書類の内容について事実と相違なく、また、会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続中でないことを誓約します。

様式5

令和 年 月 日

串間市学校跡地利用応募申請書

串間市長 島田 俊光 様

所在地
申請者団体名
代表者名
電話番号
担当者氏名

応募資格を満たしており、串間市学校跡地利用者募集要項に基づき、_____学校跡地利用者募集に参加を希望するので関係書類を添えて応募申請します。

関係書類

- (1) 事業提案書（様式6）
- (2) その他、審査項目について説明できる資料

様式 6

事 業 提 案 書

申請者氏名

1. 事業概要について

2. 貸付について

(1) 又は、(2) の該当するものに○をつけてください。

(1) すべての貸付対象施設

(2) 貸付対象施設の一部

3. 事業内容

説明項目	内容
①地域活性化の貢献	
②地域産業の貢献	
③地域ニーズの反映	
④雇用形態	
⑤新規雇用	
⑥事業の推進体制	
⑦事業スケジュール	